

# 道路環境保全活動協働推進事業

宮崎県道路保全課

平成22年4月1日

(目的)

第1条 道路環境保全活動協働推進事業”クリーンロードみやざき”は、宮崎県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）において地域住民が行う清掃、花木の植栽等の道路美化活動（以下「道路美化活動」という。）や道路の草刈り活動（以下「道路草刈り活動」という。）を支援することにより、地域住民との協働による道路環境保全活動の推進、道路愛護運動の普及啓発を図ることを目的とする。

(協定の申込み)

第2条 県管理道路において、道路美化活動又は道路草刈り活動を行おうとするものは、西臼杵支庁長又は土木事務所長（以下「所長」という。）に協定申込書（様式1）を提出するものとする。

2 前項の協定申込書を提出できるものは、原則として、自治会、学校、道路愛護団体、商工会等の地域の団体、企業又はその従業員で構成される団体（以下「活動団体」という。）とする。

なお、一つの活動団体が提出できる道路草刈り活動に係る協定申込書の数は、一を上限とする。

3 協定の対象となる区間（以下「対象区間」という。）は、原則として、活動団体が所在する区域（活動団体の所在地の自治会区域をいう。以下「区域」という。）内又はその区域に隣接する区域内にある区間であって、活動の種類に応じ、以下の要件を満たす区間とする。

・道路美化活動の場合・・・歩道、歩道に設置された植樹帯、その他危険を伴わない区間

・道路草刈り活動の場合・・・路肩及び法敷等のうち、所長が、交通量等安全性を考慮の上、草刈りが必要と認める区間

(協定)

第3条 所長は、前条第1項の協定申込書の提出があった場合は、申込内容を審査の上、速やかに協定書（様式2）により協定を締結するものとする。

2 所長は、協定を締結したときは、道路保全課長に対し、協定締結報告書（様式3）を提出するものとする。

(活動計画書の提出)

第4条 活動団体は、毎年度5月までに、活動時期等を記載した活動計画書(様式4)を所長に提出するものとする。

2 活動団体は、道路草刈り活動に係る活動計画書を提出する場合は、活動時期等について、事前に所長と協議しなければならない。

(道路美化活動への支援及び活動実績の報告)

第5条 所長は、活動団体の道路美化活動を支援するため、前条に定める活動計画書を提出した活動団体に対し、清掃用具等の支給又は一時貸付けを行うことができる。

2 活動団体は、毎年度3月までに活動実績報告書(様式5)を所長に提出するものとする。

3 所長は、管内の活動団体の活動実績を道路保全課長へ報告するものとする。

(道路草刈り活動への支援及び活動実績の報告)

第6条 所長は、活動団体の道路草刈り活動を支援するため、第4条第1項に定める活動計画書を提出した活動団体に対し、予算の範囲内において活動奨励金を支給することができる。

なお、活動団体が行う道路草刈り活動は、別表1に定める基準を満たすものでなければならない。

2 活動奨励金の支給額は、別表1に定める額とする。

3 活動団体は、活動奨励金の支給を受けようとする場合は、活動実績報告書(様式5)及び活動奨励金請求書(様式6)を所長に提出しなければならない。

4 道路の構造が特殊である場合や周辺環境の保持のため、所長が特に必要と認める場合は、別表1の表中「草刈り延長」を「草刈り面積」に、「m」を「㎡」に読み替えて適用することができる。

(傷害保険)

第7条 所長は、活動団体の構成員が第3条の協定に基づく作業中に傷害を被ったときは、速やかに、事故発生報告書(様式7)を道路保全課長に提出するものとする。

2 道路保全課長は、前項の傷害について宮崎県が加入する道路愛護デー参加者包括傷害保険の適用を審査し、その結果を所長に報告するものとする。

(市町村への協力依頼)

第8条 所長は、協定を締結したときは、対象区間の存する市町村に対し、協定書の写しを添え、活動により発生・収拾した廃棄物の処理について、協力依頼文(様式8)を送付するものとする。

(助言及び勧告)

第9条 所長は、活動団体の活動に対して必要な助言及び勧告ができるものとする。

(協定の解除)

第10条 所長は、活動団体が協定の解除を申し出たとき、活動団体が協定に規定する義務を果たしていないと認めるとき又は活動団体としてふさわしくないと認めるときは、協定を解除するものとする。

附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月5日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。